

ヴァージニア邦議会をめぐる国教会制度の廃止運動

林, 五平 / Hayashi, Gohei

(出版者 / Publisher)

法政大学史学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政史学 / 法政史学

(巻 / Volume)

12

(開始ページ / Start Page)

128

(終了ページ / End Page)

139

(発行年 / Year)

1959-10-10

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00011870>

ヴァージニア邦議會をめぐる国教会制度の廃止運動

林 五 平

目次

- 序
- 一、植民地時代の背景
- 二、權利宣言
- 三、初期邦議會をめぐる
- 四、信教自由法の成立と運動の意義

序

アメリカ独立革命の「革命性」を問題とする場合、いわゆる「ヴァージニア改革」のもつ意義が、極めて大きいことはいうまでもないであろう。「信教の自由」はその諸改革の一つであるが、それは、一七八七年成立の「ヴァージニア信教自由法」の名と結びついて、ヴァージニア改革の中でも、最も代表的な成果に数えられている。

ところで、革命時代のヴァージニアにおいて、信教自由の問題は、具体的には、ヴァージニアの社会に深く根ざした国教会制度——国教会と国家(邦)との密接な結びつき——の存否を中軸とし

て展開された。従つてこれは、信仰の權利の平等化という各宗派間の問題であるばかりでなく、ヴァージニア社会に残る古い封建的遺制の処理の問題として、必然的に社会的政治的な解決を必要とするものであった。いしかえれば、この問題が社会各層の広い関心と徹底した論議をよび起し、改革の重要な比重を占める要因を備えていたわけである。

この小論は、そうした重要な意味をもつ国教会制度の廃止運動——政教分離による信教自由の確立——の本質をさぐるために、主として初期のヴァージニア邦議會をめぐる動向をとりあげたものである。そうしてできれば、運動の過程にみられる論議の内容と、運動を推進した勢力関係において、その近代的民主主義的特質と社会変革的性格を追究してみようとするものである。

それはひいては、アメリカ革命の有する意義と特殊な性格を解明する一つの手がかりともなるであろう。

一 植民地時代の背景

ヴァージニアにおける国教会制度は、各教区の全住民に対する宗教課税によって、国教会の支持をはかることを主眼としたもので、それは植民地時代の初期に、既に法制的完成をみていた。かかる国教会の法定化 (Establishment of the Church of England) は、社会的にみれば、大農園経営によって沿岸地方に発達したプランター層と、彼らの形成した貴族的社会に深い関連を有するものであり、そこからいち早く英本国の宗教的伝統が導入され、ヴァージニアの支配階級に深い根を下したのであった。この場合特に牧師の任命や課税の徴収に当る教区委員会が、殆ど彼ら富裕な地主層や有力者によって構成されたことは、法定化による国教会と行政府乃至特権的階級との結びつきを一層密接にするものであった。⁽²⁾

こうした制度のもたらしたものは、当然国教会の専制と他宗派への圧迫であったが、事実様々な宗教法規によって、非国教徒の宗教活動は極度に制限されたものとなった。⁽³⁾ このため非国教徒の不满は、国教会の独占的支配に対抗して、信仰の自由を要求する運動をひき起すこととなるが、それを特徴づけるのは、十八世紀二十年代以後特に活潑となった、ドイツ人やスコッチ・アイリッシュの内部地方への大量移住であり、彼らをまきこんだ大覚醒運動の興奮であった。即ち、辺境の自営農民の若々しいエネルギーが、大覚醒を通じて主として不服従派の信仰にくみとられ、そこから東部の国教専制に対する反抗の地盤が培われたのである。⁽⁴⁾ また、こうした不服従派の増大は、国教会内部の腐敗と相まって、ジェファソン (T. Jefferson 1743—1826) によれば、革命

ヴァージニア邦議會をめぐる国教会制度の廃止運動 (林)

直前、ヴァージニア人民の三分の二は非国教徒によって占められたといわれる。⁽⁵⁾

植民地時代における信教自由の運動の主体となったのは、スコッチ、アイリッシュ系の長老派と、専ら貧しい階層に訴えた浸礼派の牧師達であった。彼らは「寛容令」(一六八九年の)の拡張による布教活動の自由を要求し、また進んで議會への請願を行った。中でも浸礼派は、早くから信仰の自由のために教会の国家からの独立を信条とした宗派で、植民地時代において、国教会制度そのものを公然と攻撃した唯一の宗派であった。⁽⁶⁾

こうした不服従派の請願を前に、植民地議會は、一七六九年以降、彼らの要求を審議することを余儀なくされた。しかし、国教会員が大多数を占める議會は、対英抗争の面には積極的関心を示しても、かかる国内改革の面ではなお極めて冷淡であった。一七七四年から七五年にかけ、下院の宗教委員会 (Committee on Religion) がある程度の寛容案を作ったが、これは浸礼派のみならず長老派からも反対され、実現をみずに終わった。⁽⁷⁾ 不服従派にとって、既に完全な自由の獲得こそ、その目標となり始めていたからである。そして、それは、まさしく独立と革命的気運の昂揚の中でのみ果されうる課題であった。

(1) ビーアド、岸村・松本訳、アメリカ合衆国史、上、四三、四四、七七、七八頁。

(2) W.W. Sweet, The Story of Religion in America, 1950, pp. 32—36.

- (3) J. P. Boyd ed, *The Papers of T. Jefferson*, Vol. I, 1950, pp. 539~43.
- (4) S. E. Morison & H. S. Commager, *The Growth of the American Republic*, 4th ed, 1950, pp. 163~169.
- M. Sautelle, *Seeds of Liberty*, 1948, p. 68.
- (5) «Notes on Virginias, 17 Religion, (S. K. Padover art., *The Complete Jefferson*, p. 673.)
- (6) E. B. Greene, *Religion and State*, p. 167.)
- A. P. Stokes, *Church and State in the U. S.* vol. I, 1949, pp. 368~9.
- (7) Boyd, op. cit., pp. 525~6, Stokes, *Ibid.*, p. 370.

二 権利宣言

一七七六年六月十二日、独立宣言を前に、ヴァージニアの革命議会が採択した権利宣言は、信教の自由にとっても重大な意義を有するものであった。即ち、メーソン (G. Mason, 1725—95) の起草になる権利宣言は、その最終項 (第十六条) において、次のように信教自由の明確な保証を規定した。

「宗教あるいはわれわれが創造主に負う義務及びそれを果す方法は、武力や暴力によってではなく、理性と信念によってのみ指示されうるものである。故に、すべての人々は良心の命ずるところに従って、自由に宗教を信仰する (the free exercise of religion) 平等の権利を享有する。……………」⁽¹⁾

しかし、ここで注意すべきことは、傍点の部分は、メーソンの

原案では *the fullest toleration in the exercise of religion* となっており、それがマジンソン (J. Madison, 1751—1836) の提案によつて修正されたことである。マジンソンの論拠は、「寛容」 (toleration) の語には「自然権としてではなく、許されたものとしての意味が含まれるという点であり、信仰の絶対的自由を主張するものであった。また、マジンソンは同じ修正提案で、*that no man or class of men ought, on account of religion, to be invested with peculiar emoluments or privileges*」⁽²⁾と規定し、宗教の故に何らかの報酬と特権の与えられすることを禁じた。これは明らかに、国教会制度の本質をついた最初の提案であり、もしこの時期にマジンソンの案が受け入れられていたならば、それは国教会制度にとって致命的な打撃となつたであらう。しかし、これは当時の議会にあっては余りに急進的提案と考えられ、「寛容」を「自由」に代える原則だけがとりいれられたのである。そしてこの事実、信教自由の原則的宣言に拘らず、この段階では、国教会制度の廃止はなお日程に上りえなかつたことを意味するものであった。

邦憲法の制定におけるのと同様、ここにも保守派と急進派との妥協的側面がうかがえるが、他面そこにみられる高度に政治的なプロパガンダ性は、その簡略で柔軟な解釈を許す表現と相まって、宣言の精神の具体的立法に広い余地を残すこととなつた。それは、急進派と保守派にとって、そこからどちらがより多くの収穫をかつとるかの問題となり、殊に信教自由の問題において、激しい議論をよび起すこととなるのである。

- (1) アメリカ学会編、原典アメリカ史、II、一七九頁
 (2) A. P. Stokes, op. cit., pp. 302—3.

三 初期邦議會をめぐって

權利宣言の公布は、前述のような限界を有したに拘らず、しかし信教自由の運動にとって、まさしく新紀元を劃するものであった。なぜなら、従来の不服従派教職者を中心とする活動は、信仰の權利を明文化した宣言の原則規定によって強固な橋頭堡を確保することとなり、運動の一層の前進と、教派的限界をこえた広がり保証されたからである。

こうして、不服従派の要求は、宣言の法律化を目的とした独立後の共和議會に對する、盛んな請願運動となつて展開された。その先がけは、既に憲法制定時の革命議會に對して他宗派に係わりなく、自らの好みに従つて神を礼拝する自由を要求した浸礼派の請願にみられるものである。⁽¹⁾しかし、十月七日（一七七六年）に開かれた最初の邦議會に對しては、浸礼派をはじめとする各不服従派の請願が一齊に殺到し、宗教問題をめぐる論議が、議會の内外において活潑に闘わされた。

たとえば、十月七日に提出されたプリンス・エドワード (Prince Edward) 郡からの請願は、權利宣言の最後の条項は、教權の束縛下にあつた長い闇夜から彼らを解放する「信教自由の日の出」であるとし、すべての国教制度の廃止と、良心の自由に對する課税の撤廃、政教両權の境界の明確化を要求した。⁽³⁾公然たる政教分離の要求である。

ヴァージニア邦議會をめぐる国教会制度の廢止運動 (林)

同様な主旨の請願は、十月二十四日のハノーヴァー長老会 (Hanover Presbytery) の請願にもうかがえる。即ちこの請願は、「支配者意識と偏見と頑迷が他の政治組織とともに織りなしてきた拘束」からの解放を訴え、權利宣言は彼らの国のマグナカルタであるとし、辺境の非国教徒が数少い国教会によって重い負担を課せられている不当をのべ、それが明らかに彼らの自然權に反すること、内面の自由を束縛するものであることを強調した。そして「この啓蒙の時代に、すべての宗派が一致して解放のために全力をあげている国において」宗教的拘束が公民的拘束と同様に排除されるべきことを説き、更に、キリスト教の法定化に對する弁護は、同時にマホメット教の法定化をも弁護するものであるとして、鋭く国教会制度の矛盾をついた。⁽⁴⁾この請願は、この時期における信教自由の闘いの背景をよく描き出し、また自然權の理論を見事に適用している点、及び信教自由の市民的自由一般との関連を力説している点で、代表的なものといえるだろう。

こうした不服従派からの抗議に對して、既得の權益を守ろうとする国教会側からの請願も数多く出された。彼らの論拠は、聖職者達が現に法律によつて享有する權利や利益を奪うことは正義に反すること、キリストの教えは、国教会において最もよくその純粹さを保ちうるという点にあつた。⁽⁵⁾

この国教会側の請願に對する反駁は、十一月一日提出のアルベマール (Albemarle) 及びアムステルダム (Amherst) 郡の請願にみられる。即ちそこでは、国教会制度の再確立のために様々な請願がなされていることを指摘した後、国教会のために他の全宗派

が献金を余儀なくされている不当をのべ、各々の宗派は互に独立した平等の基礎に立つことが肝要で、それこそ合理的で正当な統治形態をもたらすものだし、各教会の純粹さと友誼ある関係に最も貢献するものだ⁽⁶⁾と強調した。

この請願で特に目立つのは、請願の終りに Charles Lewis 以下百六十九名が署名していることで、このほか、十月二十二日提出の前記両郡とバッキンガム (Buckingham) 郡の請願には七十七名、同じ日の他の請願には七十三名が署名している。また、J. F. Jameson によれば、ある請願には一万人が署名したといわれ、現在なお数千人の名が残っているが、これらの署名者は、その多くが決して無学の人々ではなかったという。請願運動以外にも、新聞、パンフレットなどを通じて盛んな論議が聞われた。D. Malone によれば、十月から十二月にかけて、ヴァージニアの新聞紙上で扱われた宗教問題の記事は、議会で審議中の他の問題⁽⁸⁾たとえば限嗣相続制 (entail) の問題⁽⁹⁾よりも遙かに多かったという。

このように、宗教的専制に反対する盛んな請願運動や論議こそ、あたかも「宗教会議の観を呈した⁽¹⁰⁾」といわれ、ジェファソンにとって、「生涯における最もはげしい闘い⁽¹¹⁾」をもたらしした最初の邦議会⁽¹²⁾の背景であった。

- (1) 六月二十日、Prince William 郡 (浸礼派協会) から
の請願⁽¹³⁾。(A. P. Stokes, op. cit., p. 370.)
- (2) これらの請願のうち九つが国教会制度に反対で、その

うち浸礼派の信徒が最も多数を占めた。(Stokes, op. cit., p. 371.)

- (3) Stokes op. cit., p. 376.

- (4) H. S. Commager, Documents of American History, Vol. I, 1943, pp. 124~5.

- (5) R. A. Rutland, The Birth of the Bill of Rights, 1776~91, 1965, p. 85.

- (6・7) J. P. Boyd, op. cit., pp. 586~9

- (8) J. F. Jameson, The American Revolution considered as a Social Movement, 1950, p. 86.

- (9) D. Malone, Jefferson and His Time, Vol. I, 1948, p. 274.

- (10) H. J. Eckenrode (『Separation of church and State in Virginia』の著者) の言葉。(辻重四郎『ジェファソン』昭二三、百頁)

- (11) Jefferson's Autobiography, 1821, (S. K. Padover, op. cit., p. 1142.)

いうまでもなく、邦議会において、信教自由のために最も精力的に闘った人々は、ジェファソン、マジンソン、メーソンらである。彼らはその出身からいえば、いずれも富裕な土地所有者であり、国教会の出であった⁽¹⁾。

しかし、彼らは、啓蒙思想、就中信教の自由に関するロックの見解を消化吸収しており、殊に前二者はユニテリアンの立場にあり、ロックの有する限界——ロックは、社会道德に反したり、他

国の Prince に服従するもの、神の存在を否定するものを寛容しなかった——をもこえていた。⁽³⁾ 彼らにとって、自然権としての自由は、どんな異端にも無信仰者にも認められるべきであり、自由な信仰こそ、あらゆる誤謬を排して真の信仰を見出しうる唯一の道であつたからである。⁽⁴⁾

自由の徹底のために彼らを献身させたものは、単に啓蒙思想の影響だけではなかつた。植民地的条件よりの独立と変革の時期に際して、彼らは名門の有識者層として、いわば「貴族の義務」(noblesse oblige)に目やめていたし、⁽⁵⁾ 彼らの理想の力強い支持者を独立自尊の自営農民層の中に見出してゐた。それは信仰の自由を求める辺境民の熱意によつて、一層確かなものとなつたろう。事実、圧制的な法規に反対する非国教徒の確呼たる態度は、ジェファソンにとつて敬意をささげよび起すものであつた。また、人々が解放のために結び、支配者層にも真剣な気分が漲っている時期は、決して見逃されてはならなかつた。⁽⁶⁾

こうして、ジェファソンらの改革の事業は、限嗣相続制や長子相続制 (primogeniture)、免役地代 (quit rent) など、ヴァージニア社会に残るすべてのアンシャンレージュの打壊に向けられたのであるが、国教会制度の問題も、そうした一連の改革の一つとしてとり上げられたのであつた。しかし、宗教問題の論議は、前述のように、ヴァージニア社会の最も幅広い一衆動員を行い、一般に、国教会派と不服従派、沿岸地方と内部地方、保守派と民主派の対立を通じて、初期議會をめぐる改革の最大の焦点となつたのである。

ヴァージニア邦議會をめぐる国教会制度の廃止運動 (林)

(1)

当時のヴァージニア政界の大立物は殆どが国教会員であり、メイソン、ワシントン、マジンソンらのほか、P・ヘンリー、ジェファソンなども系譜からいえば国教会員である。(A. P. Stokes, op. cit., pp. 292~3.) この事實は、国教会派イコール保守派と図式的に捉える危険を教えるものであるが、同時に、上中層の階級がいかに密接に国教会と結びついてゐたかを示すものである。

(2)

ロックの「寛容に関する書簡」は、その信教自由への影響において、あたかも「国政二論」が政治的自由の闘いに与えた影響に対応するものである。ジェファソンは議會の審議がはじまるに際し、ロックに関する詳細なノートを作つてゐる。(Boyd, op. cit., pp. 544~8.)

(3)

ジェファソンは、ロックの限界を記した後、ロックの立止つた点から更に前進できることを指摘してゐる。

(Padover, op. cit., p. 945)

(4)

Notes on Virginia, (Padover, op. cit., p. 674, この点ジェファソンは典型的である。彼は生れそのものが辺境のアルベマールであり、「土地に労働する人々をこそ神は選民と定め給う」として、民主主義の基礎を彼らに見出してゐた。(Padover, p. 678) ジェファソンが noblesse oblige の精神に動かされてゐたことについては D. Malone, op. cit., pp. 177~8.

(5)

(9) Padover, op. cit., pp. 673, 676.

ところで、当時の議会は、住民の数からいえば非国教徒が大多数であるに拘らず、国教会員が多数派を占めていた。それは保守的な選挙法のために、議員の多くが東部の沿岸地方から出ていたからである。⁽¹⁾ しかも、対英闘争には踏み切りながら、国内的には西部の発言権増大を恐れ、変革よりも現状維持を望む保守派にとつて、彼らの伝統的優位を守ろうとする意欲は極めて強かった。国教会制度は東部貴族階級にとつて、そうした伝統的優位の象徴であつたといえるだろう。

おびたらしい請願によつて、十月十一日に設けられた「宗教委員会」——それは十一月九日には「国状に関する全体委員会」(the Committee of the Whole on the State of the Country) に移された⁽²⁾——は、こうして、ジェファソンの言によれば、十月十一日より十二月五日まで、殆ど連日のように、「デスベレートな論争」を展開することとなつた。⁽³⁾ それでは、論争の内容はどのようなものであつたろうか。

まずジェファソンの決議案草稿によつて、その主張を要約すると次のようになる。

- (1) (冒瀆的行為や異端の処罰規定をもつ) 一七〇五年の法律(植民地議會の)の廃棄。
- (2) 宗教上の意見を主張すること、または礼拝を行うことを犯罪とみなし、これを罰する規定など、(英国) 議會による宗教関係法規をすべて廃棄する。

(3) 多くの請願にみられる国教会法定制度の廃止要求を、合理的なものと考える。

(4) 従つて、国教会聖職者に対する特権の付与(俸給の支給)を廃棄する。

(5) また、人々の意志を無視した献金(非国教徒の国教会への献金) 規定は廃棄する。

(6) しかし、国教会の既得の教会領は一代限、私的寄付にもとづくものは永久に使用できるものとする。⁽⁴⁾

ジェファソン案の特色は、それが、国教会制度の廃止、政教分離を第一の前提とし、その上に各種の提案を行っていることで、最も徹底した信教自由の主張であつた。

しかるに、十一月十九日に議會で採択された六つの決議内容を見ると、

- (1) ジェファソン案(2)と同趣旨のもの。
- (2) ジェファソン案(1)と同趣旨のもの。
- (3) ジェファソン案(5)と同趣旨のもの。即ち、国教会維持のため、及びいづれの宗派にしろ、自発的同意にもとづかない課税や献金の免除を求める不服従派の要求を、合理的なものとする。
- (4) しかし、公共的な宗教集會は規制さるべきで、牧師の相続や彼らの監督のために、適当な規定が設けられるべきである。
- (5) 聖職者維持のための法律は廃止さるべきであるが、現職者には、すべての延滞給料と、教区委員会に彼らの契約履行に

よる課税権を保証する。

- (6) 国教会の既に所有する領地、建物、以前の課税による収入及び他の財産は、すべて永久に保証する。

以上の決議では、ジェファソン案の(1)、(2)、(5)の提案がほぼ認められている。しかし、国教会制度の廃止は明文化されず、また、(4)の集会や牧師への法的干渉を認めた規定にもみられるように、これは政教分離とは、なおかけ離れたものであった。しかも、これらの決議は、十一月三十日、法案化されて議院に提出された際には、(1)、(2)が除外され、(3)、(5)、(6)だけが残されて、内容も大分変わったものとなった。十一月三十日の案によると、

- (1) 非国教徒の要求にもとづき、彼らに対する国教会支持のための課税を免除する。(ジェファソン案(5)、十九日決議(3)と共通)

- (2) 十九日決議(5)とほぼ同趣旨のもの。

- (3) 十九日決議(6)と同趣旨のもの。

- (4) すべての宗教団体が一般的課税によって支持されるべきか、それとも各々が自発的献金にもとづくべきかは様々な意見が出て一致しがたいので、その討議と決定を将来の議院に任せる。従ってこの法案は、一般課税の問題には何ら係わりないこととする。

- (5) 郡によって被課税者のリストの入手が怠られているので、郡裁判所に対し、そのために委員を任命する権限を与える。

ヴァージニア邦議會をめぐる国教会制度の廃止運動(林)

この法案は、(1)の非国教徒への課税廃止を除き、大部分が国教会の維持に係わるもので、全く保守派に有利なものであった。しかし、十二月三、四日の最後の審議によって、この法案に対する修正が行われ、保守派の反動的意図はかなり阻止された。即ち、正式に議決された最終案では、

- (1) 従来の(英国)議院による全宗教関係法規の廃棄。(ジェファソン案(2)、十九日決議(1)と同趣旨)

- (2) 非国教徒への課税廃止。(ジェファソン案(5) 十九日決議(3)、三十日議案(1)と共通)

- (3) 聖職者の延滞給料、教区委員会の一部課税権及び貧民救済規定の保証。(十九日決議(4)、三十日議案(2)に共通)

- (4) 国教会領地及び全財産の永久保証。(十九日決議(6)、三十日議案(3)と同趣旨)

- (5) 一般課税問題の持越し。(三十日議案(4)と同趣旨)

- (6) 非国教徒が免除されたため、国教会員の負担が重くなることを考え、前記の場合を除き、聖職者の維持と教区税徴収のための法、聖職者への給与支払の法及びその課税権を教区委員会に保証した従来の諸法律を、次の会期末まで停止する。

このように、最終案では、従来の宗教法規を廃棄するジェファソン案の(2)が復活され、三十日議案の(5)が削られた。殊に、期限付にもせよ、宗教課税による聖職者への給与支払、及び教区委員会の課税権を停止したことは、事実上国教会への援助を打切るものであり、また保守派の牙城である教区委員会の権限を大巾に削減したもので、国教会制度の廃止に大きく前進したことを意味す

る。⁽⁸⁾

しかし、ジェファソンの意図した一七〇五年法案の廃棄はついにとりあげられず、また国教会への保護規定を残し、一般課税の問題を留保したことは、彼にとつて決して満足なものではなかつた。⁽⁹⁾ 実際、最初の邦議會の成果は、権利宣言の主旨の具体化という点ではほゞ充分であつたが、国教会制度の処置についてはなお暫定的であつたといえるだろう。

政教分離による完全な国教制度の廃棄を明文化するには、更に多くの歳月が必要とされたのである。

(1) Morison & Commager, op. cit., pp. 238~9.

選挙権の財産による資格制限、東部に有利な議員数の割当てのため、「邦内の一地方（フォルラインの下流域）に住む一万九千のものが、邦内の他地方に住む三万の有権者に対して立法上行政上の優位を占めることとなった。（ヴァージニア覚書、松本、日高訳、原典アメリカ史Ⅱ、二四五頁）

(2) J. P. Boyd, op. cit., pp. 527.

(3) S. K. Padover, op. cit., pp. 1142.

(4) (c) Boyd, op. cit., pp. 530~3.

(7) A. P. Stokes, op. cit., 304~5.

(8) Eckenrode は、課税による給与支払を停止したこの

法案の発効日、即ち一七七七年一月一日をもつて、国教会制度は事実上破壊されたとしているという。

(Stokes, pp. 328~3.)

(6) Padover, op. cit., p. 674.)

こうして、聖職者への給与支払の問題は、その後も会期毎にとりあげられた。しかし、その度に、浸礼派や長老派の請願運動と、進歩的政治家たちの努力によつて、翌会期までの支払停止が決議された。そして、ついに一七七九年十二月の邦議會において、完全な廃止が決議されたのである。⁽¹⁾ 従つて、国教会と邦との経済的結びつきが断たれたこの年をもつて、国教会制度は事実上打倒されたとするのが妥当な見解であろう。⁽²⁾ 実際、国教会のみに給与支払を復活しようとする企てはこの時にその望みを断たれ、以後、ついに実現されることなく終つたのである。

審議を延期された一般課税問題も、常に会期毎にとりあげられた。が、この問題は非国教徒内部にも多くの賛成者を出し、複雑な闘いの様相を示した。⁽³⁾ それは既に国教会による多くの束縛から解放されたため、非国教徒の中には、彼らも給付の対象となる一般課税をより利益とするものが現われていたからである。しかしこの場合も、いち早く徹底した一般課税反対の立場をとつたのは、浸礼派の人々であつた。即ち、早くも十二月二十五日（一七七六年）に出されたヴァージニア浸礼派協会の宣言は、明らかに一般課税に反対して出されたもので、彼らはその中で、牧師は人々の自発的献金のみによつて支持されるべきこと、一般課税の実施は必ず政権の教権への干渉を生ずることを説き、圧制の種は芽生えのうちに摘みとらねばならないことを力強く訴えている。⁽⁴⁾ 一見浸礼派にとつて有利にみえる措置も、それが行政権との結びつきにおいてなされるとき、必ずや良心の自由に対する束縛となるこ

とを、彼らの長い迫害の体験から痛感していたのである。

一般課税の問題は、後に再び大きな論議をよぶこととなる。

以上のように、主として最初の邦議會をめぐる闘いにおいて、民主派は信教の自由のために多くの勝利をかちえ、基本的には、一七七九年の聖職者への給与支払停止決議によって、国教会法定制度の打倒に成功した。

しかし国教会制度の原則的廢止が行われたにしても、国教会のみに認められた保護規定は残されていたし、殊に一般課税の問題は、いわば全般的な法定制度の問題——国教会と国家との關係に代わる各宗派一般と国家との關係——として、新しい課題を提出していた。この場合忘れてならないのは、非国教徒への課税が免除されたため、もし国教会員のみに負担を加重すれば、その結果は国教会勢力の一層の減退をもたらすだけであつたことである。一般課税は、こうした窮状にある国教会に對し、他宗派とも抱き合せて国家の經濟的援助を与えようとするものであつた。⁽⁵⁾ 一般課税案の背後には、従来の国教会独占を一步譲りながら、なお国教会の延命策をはかり、しかも行政權の宗教問題への監督權を保持しておこうとする意圖があつたわけである。国教会法定制度を支えた階層は、こうして彼らの抱く保守的見解と立場をまだ捨ててはいなかつた。信教自由の闘いを成立させた条件は、基本的には依然變りなかつたのである。

かくて、闘いは新しい局面において、即ち、一般課税の問題——逆にいえば完全な政教分離の問題——と、国教会に對する特殊な保護規定をめぐる展開されることとなるのである。

ヴァージニア邦議會をめぐる国教会制度の廢止運動（林）

(1) W. W. Sweet, op. cit., p. 191.

(2) ジェフソンは、この七九年に一般課税に反對する議題が支持されたことをもつて、国教会制度は阻止されたとしている。Padouer, p. 1142.) しかし一般課税問題はなお未解決で、戦後に再燃する余地を残していた。

(3) Podover op. cit., p. 1142.

(4) J. P. Boyd, op. cit., pp. 660~1.

(5) A. P. Stokes, op. cit., p. 383.

四 信教自由法の成立と運動の意義

「信教自由法」がはじめて議會に上程されたのは、国教会制度の崩壊を決定づけたのと同じ年である一七七九年である。この事實は、前者が後者より更に進んで政教分離による法定制度一般の廢棄を求めている点で、信教自由の運動にとつて象徴的な意義をもつものであつた。しかし、自由法の急進的表現は、この時期には「惡魔の企て」として退けられ、戦後の議會にその審議をもちこされた。⁽¹⁾

一七八四年、保守派議員は、平和回復後の反動的な空氣を背景に再び一般課税案をもち出し、キリスト教各派のみについて一般課税による支持をはかうとした。この企ては、一時は長老派の内部にさえ賛成者を見出すに至つたが、しかし法案は、マジソンの理論的卓拔さと、浸礼派及び後には長老派を含む不服従派の反對運動によって、危うくその通過を阻止された。⁽²⁾ そして、この

一般課税案の否決、法定制度全般の廃棄の上に、一七八五年十月「信教自由法」案が再度上程され、翌年一月、政教の完全な分離によって自然権としての信仰の自由を確呼たる基礎に据えた、「信教自由法」が成立したのである。⁽³⁾それは国教会制度の廃止運動がもたらした偉大な成果であったが、反面、運動の論理的徹底性の必然の帰結をも示すものであったといえよう。

さて、以上にみてきたように、ヴァージニアにおける信教自由の運動を推進したものは、主として内部地方を基盤とする非国教徒大衆であり、彼らに支援された一部啓蒙政治家たちであった。前者の国教会専制に対する攻撃が、信教自由に関する社会全般の世論をよび起し、それが国教会制度そのものの廃棄と、自然権としての平等の権利の要求にまで高められたとき、啓蒙的政治家たちのすぐれた思想と手腕によって強固に理論化され、法律化されていったといえるだろう。

しかし、多くの請願にもみられるように、非国教徒大衆のこの問題に対する理解は極めて高い理論水準に達しており、その巾広い大衆動員と倦むことのない特権支配への攻撃において、彼らによる自由要求運動こそ、この運動の最も主動的な力であったと思われる。その意味で、「自由法」を成立せしめた現実の力は、ジェファソンやマジソンにもまして、むしろ非国教徒大衆、就中浸礼派とよばれる貧しい人々に負うものが大きかったとするスウィートの見解は、妥当なものであろう。⁽⁴⁾「自由法」の時代に先がけた進歩的表現も、それが、自由への闘いの過程において既に大衆のものとなりはじめていた人権意識の反映となり、彼らの要求の

最も崇高な表現となりえたところに、この運動の決算としての歴史的意義が見出されるのである。

国教会制度の廃止運動は、また、国教会に拠った沿岸地方の貴族の特権階級に対する西部自営農民層及び有識者層の反抗を代弁したという点で、大きな意義をもっていた。それは、ヴァージニアの社会に古くから植えつけられた封建的残滓との闘いであり、東部の階級意識の表現である保守的優越的意識への挑戦であった。

権利宣言の条項をめぐる様々な問題の中で、この問題が特に激しい論議を招いたのも一つにはこのためで、政治的自由の主張（たとえば選挙権の拡張）がまだ未発達であった時期に、この問題が社会変革の面で果した役割の大きさは否定できないであろう。殊に、伝統的宗教意識の変革がいかに多くの抵抗に遭遇するか、自らの自由のみならず他宗派の自由をも同様に権利として尊重する態度——それこそ人権意識の本質である——の習得がいかに困難なものであるかを知るとき、この運動のもつ近代的特質と、その民主主義的意義がうかがえるのである。

- (1) D. Malone, *op. cit.*, p. 273.
- (2) 原典アメリカ史Ⅱ 二六四——七六頁。A. P. Stokes *op. cit.*, pp. 387~92.
- (3) J. P. Boyd, *The Papers of T. Jefferson Vol. II* pp. 547~9.
- (4) W. W. Sweet, *op. cit.*, p. 193.

『日蘭文化交渉史の研究』の出版

本学史学科主任教授 板沢武雄先生には、四十年来研究に従事された蘭学史に関する業績の集大成ともいふべき『日蘭文化交渉史の研究』を、吉川弘文館から、日本史学研究叢書初の一冊として刊行せられた。

本書の骨子は学位請求論文であり、「序にかえて」の一文には、蘭学研究への動機、海外派遣の経緯、オランダでの史料探訪の回顧、本書成立までの曲折などの回想が語られて感銘深い。

内容は別掲目次の通りであるが、内外の史料を渉獵し精細に検討を加え、後学に研究の基礎を与えられた論稿の数々である。著者の意とされる所は、史料の紹介を多く採り入れられた点にも窺い知られる、附録の「佐賀鍋島元侯爵家蘭書目録」にしても、現在となつては貴重な資料を提供されたものといえる。

この学界の慶事を記念して、昭和三十四年三月八日、先生御夫妻をお招きして、知友同僚門下約四十名が、東京市ヶ谷の私学会館に参集して出版祝賀会を催し、和かな一夕を過ごした。

近來すこぶる御健勝で円熟の境地にあられる先生が、今後とも後進を御指導下さるようお祈りして止まない。

目次

序にかえて

第一部 総説——蘭学の発達——

一 序説 二 日蘭交渉の機構 三 蘭学の発達 四 蘭学の影響

第二部 基礎研究

一 日蘭文化交渉における人的要素 二 阿蘭陀通詞の研究

法政史学 第一二号

三 阿蘭陀風説書の研究 四 辞書および文法書の編纂と蘭学の発達 五 江戸時代における地動説の展開とその反動 六 厚生

新編訳述考 七 蘭学と儒学との交渉および幕府の対蘭学政策

八 国学と洋学 九 シーボルトの第一回渡来の使命と彼の日本研究特に日蘭貿易の検討について 十 蘭学史上における人文科学の立場

第三部 史料研究

一 和蘭国立文書館に存する日蘭通交史料特に商館日誌に就いて

二 和蘭に存する維新史料、特に文久二年日本使節の和蘭訪問について 三 ジャカルタの文書館 四 江戸幕府の禁書の内容およびいわゆる洋書の禁について 五 江戸時代における洋書の輸入と現存状態 六 日蘭貿易の理解に役立つ種本の紹介

七 出島版の Almanak について 八 蘭学塾の入門帳その他

第四部 余論

一 和蘭人の墓について 二 鎖国時代における外国婦人の入国禁止について 三 鎖国および「鎖国論」について 四

佐賀の蘭学者金武良哲先生に就いて 五 蘭船ブレスケンス号の南部入港 六 オランダ語から英語へ

佐賀鍋島元侯爵家蘭書目録

万延元年蘭書輸入に関する史料

日蘭文化交渉史に関する著作論文目録

索引

A5判・本文六九〇頁・索引二二頁
三四年二月吉川弘文館刊・定価一四〇〇円